

違反対象物の公表制度



違反対象物の公表制度とは、建物を利用する方が火災危険性に関する情報を自ら入手し、その建物の**利用について判断**できるよう、**重大な消防法令違反**がある場合、その建物の所在地、名称、違反内容などをホームページで公表する制度です。

公表の対象となるのは、消防法令上「**特定防火対象物**」として位置づけられている、映画館、飲食店、物品販売店舗、宿泊施設など、不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物で、火災を早期に発見できる「**自動火災報知設備**」、初期消火に有効な「**屋内消火栓設備**」や「**スプリンクラー設備**」の設置義務がありながら取り付けていない建物が対象になります。

本制度については、令和2年4月から本消防本部でも運用開始いたします。現時点において、当該設備の設置義務がありながら取り付けていない建物の所有者様へ設置義務違反による火災の危険性を把握してもらうと同時に、利用者が安心して建物を利用できるよう、速やかに設備を設置し検査を受けていただくようお願いいたします。

違反対象物情報は、**消防本部のホームページで公表されます。**

